

# 医療費の助成制度のお知らせ

## (重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・乳幼児等医療費)

町では健康の保持と福祉の増進を目的として、医療費（自己負担額）の全部または一部の助成を行っています。

### 《制度の対象者》

各制度の対象要件のいずれかに該当し、かつ該当する本人と該当者の生計を主として維持している方の前年(平成22年)の所得が一定未満(下表参照)の方

### 乳幼児等医療費助成制度

- ◆就学前(6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児
- ◆小学生(6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで)

### 重度心身障害者医療費助成制度

- ◆身体障害者手帳の1級、2級または3級(内部障害の方のみ)の交付を受けている方
  - ◆療育手帳のA判定を受けている方、もしくは医師から重度の知的障害と判定された方
  - ◆精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方
- ※65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しなければ制度の対象とはなりません。

### ひとり親家庭等医療費助成制度

- ◆母または父～配偶者のいない母または父で18歳以下の子を扶養、監護している方、または18歳以上20歳未満の子を扶養している方
- ◆子～ひとり親家庭の母または父に扶養、監護され、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満の方、もしくはひとり親家庭の母または父に扶養、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳以上20歳未満の方

表1 <<所得制限の限度額>>

扶養親族の数	所得額		
	重度心身障害者医療	ひとり親家庭等医療	乳幼児等医療
0人	6,287,000円	2,360,000円	5,320,000円
1人	6,536,000円	2,740,000円	5,700,000円
2人	6,749,000円	3,120,000円	6,080,000円
3人以上	以下213,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

※扶養親族の方の状況によって、金額が加算される場合があります。また、所得額の算出の際には制度によって控除額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

### 乳幼児等医療費助成の拡大について

平成23年10月1日より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、小学生(6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで)の医療費を無料化します。

助成内容や手続き方法の詳細は広報8月号にてお知らせします。

前年の所得による資格の判定を行うため提出いただいている同意書に基づいて所得等の確認をします。該当された方には7月中に新たな受給者証をお送りします。

なお、生計維持者が町外にお住まいの場合など、所得の確認がこちらでできないときは、別途更新の手続きをお願いすることがあります。

※乳幼児等医療費助成制度のうち、小学生の更新は自動ではありませんのでご注意ください。

受給者証の更新について  
有効期間は8月1日から翌年の7月31日となっています。

## 《助成の内容》

### 重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成制度

◆3歳未満の方と市町村民税非課税世帯に属する3歳以上の方  
医療費の自己負担額(食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等を除く。)を助成します。ただし、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)は自己負担となります。

◆市町村民税課税世帯の3歳以上の方

医療費の1割相当額が自己負担となりますが、月額の自己負担上限額を設定しています。

※後期高齢者医療制度で、すでに自己負担割合が『1割』の方は、重度心身障害者医療受給資格の対象外となります。

1カ月あたりの上限額

◇通院12,000円(個人ごと)

◇通院と入院 44,400円(世帯ごと)

※重度心身障害者医療費助成制度の中で、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方は、通院、柔道整復および指定訪問看護医療費に限ります。

### 乳幼児等医療費助成制度

◆就学前の乳幼児

入院や入院外の医療費に係る自己負担額(食事療養標準負担額を除く。)の全額

◆小学生

入院や指定訪問看護の医療費に係る自己負担額(食事療養標準負担額を除く。)の全額もしくは一部

◇医療費の自己負担額

市町村民税課税世帯 1割

市町村民税非課税世帯 無料

※指定訪問看護の基本利用料<1割>は自己負担

問い合わせ先 町民課国保医療係 Tel【幕】54-6602

KOKUHO

## 国民健康保険 高齢受給者証を更新します

国民健康保険に加入の70歳以上の方がお持ちになっている『高齢受給者証』は、7月31日に有効期限を迎えます。新しい高齢受給者証を7月下旬にお送りしますので、8月以降に病院等にかかるときは、更新後の受給者証を窓口で提示してください。

受給者証は、1年ごとの更新で、有効期限は平成24年7月31日となります。それまでの間に75歳に達し、後期高齢者医療制度の適用となる方は、有効期限を誕生日の前日までとしています。

なお、医療制度の改正により、70歳以上で1割負担の方は平成23年4月から2割負担に引き上げとなる予定でしたが、この見直しは1年間凍結され、平成24年3月31日までは引き続き1割負担となります。(3割負担の方は変更ありません)そのため、1割負担の方の高齢受給者証の表記を『2割(平成24年3月31日までは1割)』としています。

◆国保被保険者で3割負担になる方  
原則として、同じ世帯の国保

被保険者のうち70歳以上の方の所得および収入により判定され、そのうち1人でも住民税の課税所得が145万円以上の方がいる場合は3割負担となります。

ただし、70歳以上の方が1人の場合は、収入が383万円未満、国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入された方を含めた70歳以上の方が複数いる場合は、その方々の収入の合計が520万円未満の世帯は申請により1割負担となります。(該当する方には別途通知をいたします)

◆更新対象者

幕別町国民健康保険の加入者で70歳〜74歳の方(昭和11年8月2日〜昭和16年7月1日生) 昭和16年7月2日〜昭和16年8月1日生まれの方は、8月1日から新たに高齢受給者となりますので、更新対象者と同様に7月下旬に高齢受給者証をお送りします。

◆問い合わせ先 町民課国保医療係 (Tel【幕】54・6602)